

◇大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 特定任期付企業職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することにしました。
- 2 特定任期付企業職員の期末手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)